

1309



沖勞発基第0808001号
平成24年8月8日

沖縄県医師会長 殿

沖縄労働局長
(公印省略)

職場における定期健康診断の有所見率の改善に向けた取組について

平素から労働行政の運営につきましては格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別紙(写)のとおり、本職から事業主団体等の長あて依頼したところです。

つきましては、貴職におかれましても、各事業者における対策の必要性御理解をいただき、利用者からの相談等の機会に標記取組の具体的な方法等について指導・援助等を実施していただきますよう、よろしく御礼申し上げます。

沖勞発基第 0808001 号
平成 24 年 8 月 8 日

事業主団体等の長 殿
(別記 57 団体)

厚生労働省沖縄労働局長

職場における定期健康診断の有所見率の改善のための取組について (依頼)

平素より労働行政にご協力、御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄県内の事業場で実施されている定期健康診断における有所見率(健康診断の項目に異常がある方の割合)は年々悪化しており、昨年労働者 50 人以上の事業場で行われた定期健康診断の有所見率は 65.0%と全国の 52.7%を 12.3 ポイント上回り全国ワースト 1となりました。

また、脳・心臓疾患による労災支給決定件数は増加傾向にあり、この脳・心臓疾患を予防するためには、脂質異常症や高血圧症、糖尿病等の生活習慣病と関係が深い健康診断項目の有所見者に対して、労働時間の短縮等の就業上の措置を行うとともに、保健指導及び保健教育等を通じて有所見状態の改善を図ることが極めて重要であります。

つきましては、貴団体の会員事業場において、別紙による定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組が実施されますよう、機関誌による啓発、情報提供等の継続的な取組について、特段の御協力をお願いいたします。

職場における定期健康診断の有所見率の改善に向けた取組について

1 有所見率改善の重点事項とする検査項目

脳・心臓疾患関係の主な検査項目である「血中脂質検査」「血圧測定」「血糖検査」「尿(糖)検査」「心電図検査」の有所見率（以下「脳・心臓疾患関係有所見率」という。）の改善について、重点的に取り組みましょう。

2 事業者及び労働者による有所見率改善の取組

(1) 労働安全衛生法による事業者及び労働者の取組事項

事業者及び労働者は、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）により、次の事項に取り組みましょう。

① 定期健康診断実施後の措置（安衛法第 66 条の 4、第 66 条の 5）

事業者は、有所見について医師からの意見聴取を行い、その意見を勘案して、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を適切に実施しなければならないものであること。

② 定期健康診断の結果の労働者への通知（安衛法第 66 条の 6）

事業者は、定期健康診断の結果を労働者に通知しなければならないものであること。

③ 定期健康診断の結果に基づく保健指導（安衛法第 66 条の 7）

事業者は、定期健康診断の結果、健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めなければならないものであること。

なお、保健指導は、再検査若しくは精密検査又は治療の勧奨にとどまらず、有所見の改善に向けて、食生活等の指導、健康管理に関する情報提供を十分に行うこと。

④ 健康教育等（安衛法第 69 条）

事業者は、健康教育及び健康相談その他健康保持増進の措置（以下「健康教育等」という。）を継続的かつ計画的に行うよう努めなければならないものであること。

なお、その他健康保持増進の措置とは、例えば、労働者が行う健康保持増進の活動に対する援助、配慮等が含まれること。

また、健康教育等については、脳・心臓疾患関係有所見率の改善に係る健康教育等を重点的に行うこと。

⑤ 自ら行う健康の保持・増進（安衛法第 66 条の 7、第 69 条）

労働者は、上記②～④に基づき、自らの健康の保持・増進に努めるものであること。

(2) 計画的かつ効果的な実施のための取組事項

事業者は、上記（1）の事項を計画的かつ効果的に実施するため、次の

事項について取り組むよう努めましょう。

① 計画的な取組

ア 事業者は、上記（１）の①～④について、実施計画を作成する等により、計画的に取り組むこと。

イ 事業者は、産業医の巡視日等の機会に、計画的に、健康教育等を行うこと。

ウ 事業者は、上記（１）の⑤について、労働者の取組状況を確認すること。

エ 事業者は、全国労働衛生週間及びその準備期間において、有所見率改善の取組を効果的に推進するため、重点的に、社内誌、講演会、電子メール、掲示等による労働者への啓発等を行うこと。

オ 事業者は、全国労働衛生週間及びその準備期間において、有所見率改善の取組を効果的に推進するため、重点的に、社内誌、講演会、電子メール、掲示等による労働者への啓発等を行うこと。

② 取組状況の点検・評価

事業者は、リーフレット裏面の「事業者のチェックリスト」等を活用して上記（１）の実施状況を点検すること。

また、労働者ごと及び事業場全体について、上記（１）の実施結果を評価し、その後の実施計画に反映させること。



厚生労働省

沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

Press Release

沖縄労働局発表
平成24年7月31日

【照会先】

労働基準部健康安全課
課長 稲毛 健一
労働衛生専門官 南 隆功
電話:098 (868) 4402

有所見率が全国ワースト1位の65.0% ～ 平成23年の職場における定期健康診断結果 ～

沖縄労働局(局長 川口秀人)では、県内の50人以上の労働者を使用する事業場から提出のあった定期健康診断実施報告に基づき、平成23年の定期健康診断実施結果の状況を取りまとめました。

<ポイント>

- 有所見率（健康診断の項目に異常の所見がある方の割合）は年々上昇しており、平成23年は、過去最高の65.0%で全国ワースト1位。
- 健診項目別にみると、「血中脂質検査」が約4割など生活習慣病の要因とされる項目が増加。
- 業種別では、「運輸交通業」、「製造業」、「建設業」の順に有所見率が高い。

〔沖縄労働局の取組〕

1. 沖縄県医師会、沖縄県産業保健推進センター、沖縄県地域産業保健センター、事業者の団体等に働きかけて「産業保健総合推進協議会」（仮称）を設置し、対応を協議します。
2. 事業者の団体等へ要請行動を行います（8月8日(水)午前8時30分から(社)沖縄県経営者協会（場所：沖縄産業支援センター6F カメラ撮り可能）に対して実施予定）。

定期健康診断結果の概要

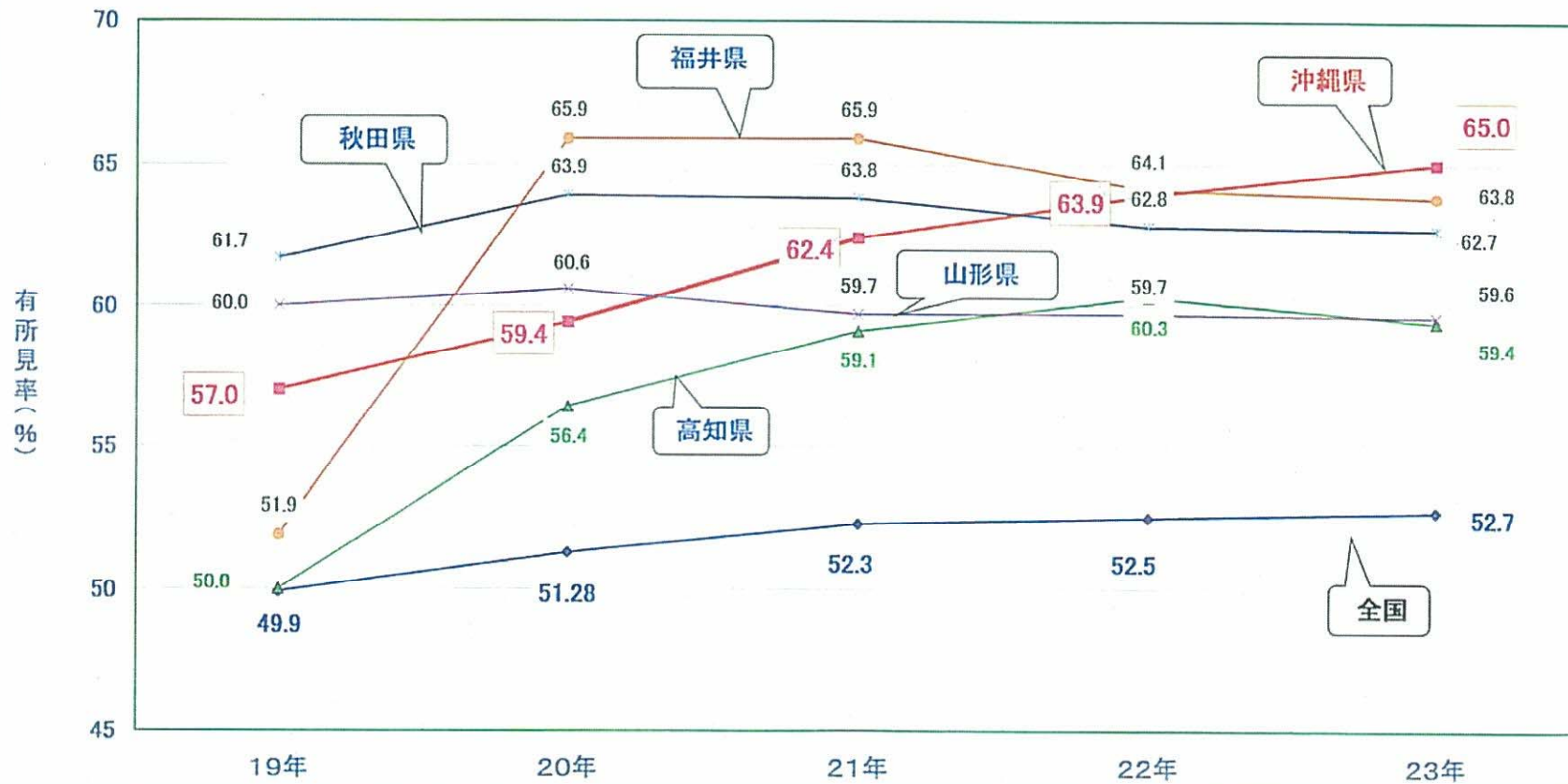
1. 県内の定期健康診断における有所見率は、近年増加傾向にあり、平成20年以降4年連続で増加しています。平成23年の有所見率は、前年比で1.1%増加し、昨年と比べ増加幅は減少したものの過去最高の65.0%となり、都道府県別にみて全国ワースト1となりました(資料①)。
2. 健診項目別の有所見率の状況を見ると、血中脂質検査が39.5%(全国平均32.2%)で最も高く、肝機能検査23.2%(全国平均15.6%)、血圧検査19.5%(全国平均14.5%)の順となっており、生活習慣病の要因とされる健診項目の有所見率が高くなっています。この傾向は全国平均値と同じですが、いずれの項目も全国平均値との差が大きくなっています(資料②、③)。
3. 業種別の有所見率の状況を見ると、最も高かったのは運輸交通業の81.5%で、続いて製造業の72.2%、建設業の71.4%となっています(資料④)。

※ 今回の発表内容は、県内の労働者50人以上の945事業場(受診者数101,197人)において実施された定期健康診断結果報告に基づくものです。

〔添付資料〕

- ① 職場における定期健康診断有所見率の推移(平成19年～平成23年)
- ② 職場における定期健康診断有所見率(平成23年 健診項目別)
- ③ 職場における定期健康診断有所見率の推移(健診項目別)
- ④ 職場における定期健康診断有所見率の推移(業種別)(平成19年～平成23年)
- ⑤ 「定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組の促進について」(リーフレット)

資料① 職場における定期健康診断有所見率の推移(平成19年～平成23年)



※資料出所: 事業場から報告された定期健康診断結果の集計

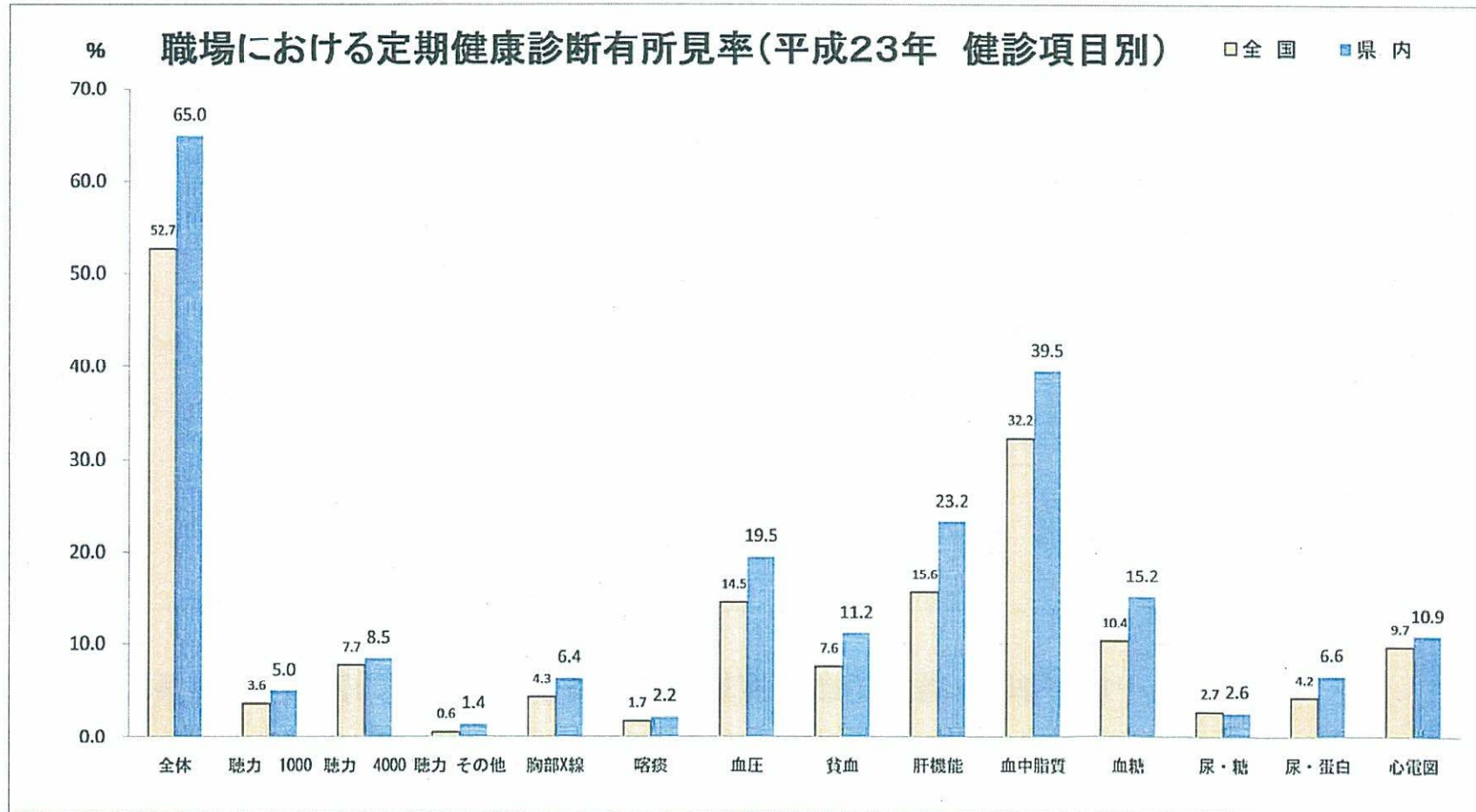
※平成20年4月1日特定健診(メタボ健診)義務化

全国と 沖縄県との 差	7.1	8.1	10.1	11.5	12.3
-------------------	-----	-----	------	------	------

資料② 職場における定期健康診断所見率（平成23年 健診項目別）

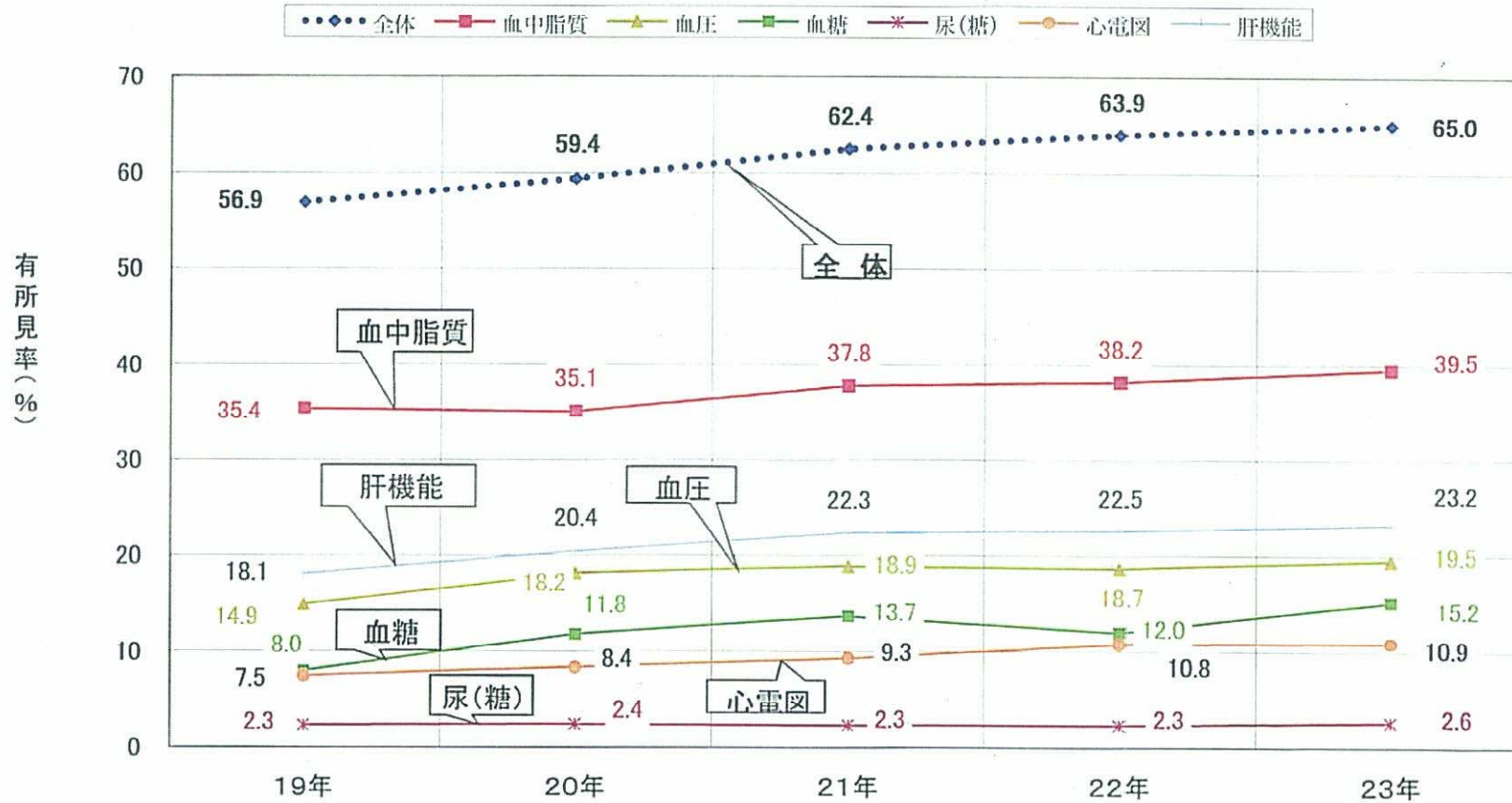
単位：％

	全体	聴力 1000	聴力 4000	聴力 その他	胸部X線	喀痰	血圧	貧血	肝機能	血中脂質	血糖	尿・糖	尿・蛋白	心電図
県内	65.0	5.0	8.5	1.4	6.4	2.2	19.5	11.2	23.2	39.5	15.2	2.7	6.6	10.9
全国	52.7	3.6	7.7	0.6	4.3	1.7	14.5	7.6	15.6	32.2	10.4	2.7	4.2	9.7
全国との差	12.3	1.4	0.8	0.9	2.1	0.5	5.0	3.6	7.7	7.4	4.8	-0.1	2.4	1.2



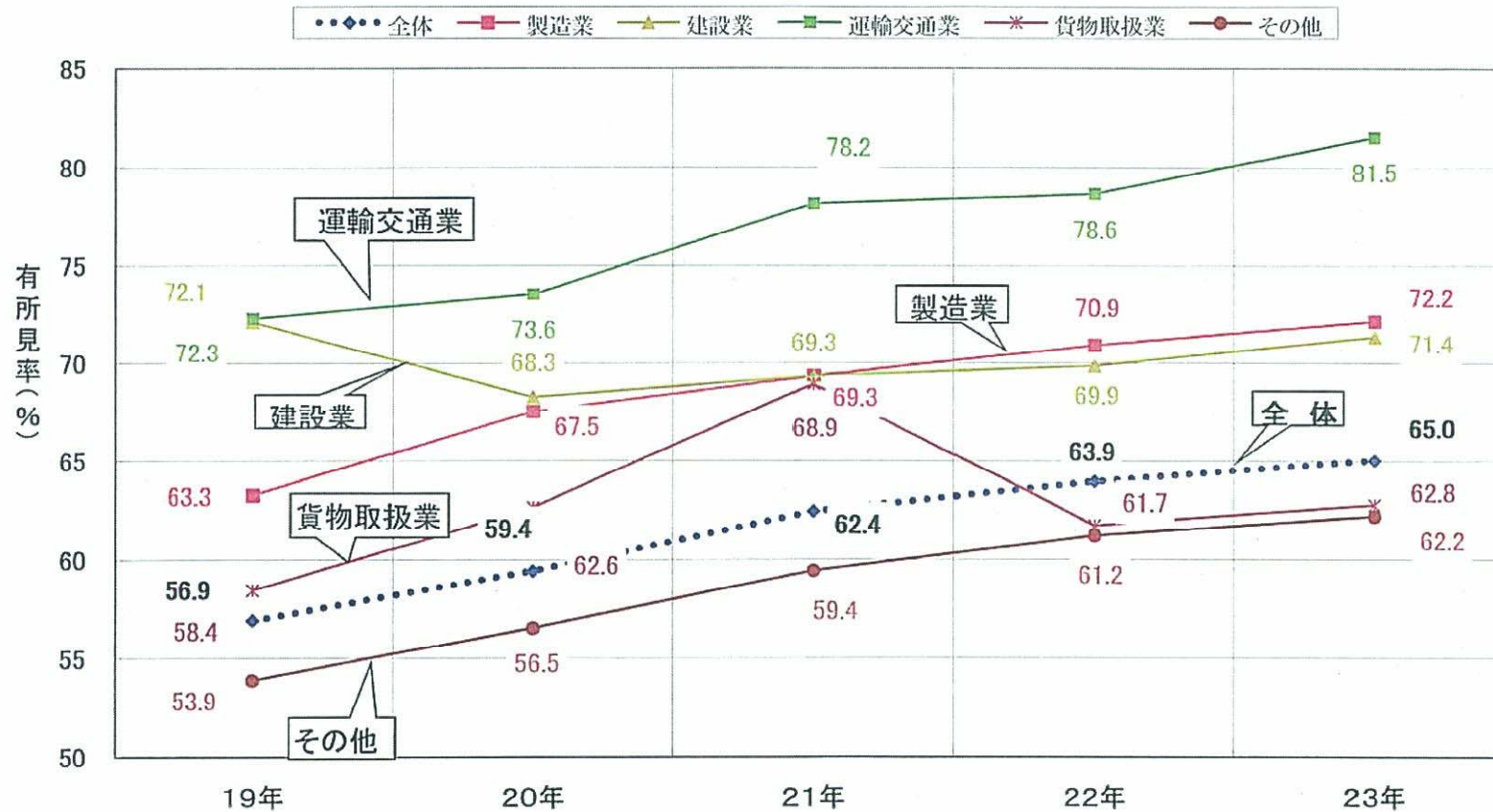
資料出所:事業場から報告された定期健康診断結果の集計

資料③ 職場における定期健康診断所見率の推移(項目別)



※資料出所:事業場から報告された定期健康診断結果の集計
 ※平成20年4月1日特定健診(メタボ健診)義務化

資料④ 職場における定期健康診断所見率の推移(業種別)



※資料出所:事業場から報告された定期健康診断結果の集計
 ※平成20年4月1日特定健診(メタボ健診)義務化

労働安全衛生法に基づく

定期健康診断における有所見率[※] の改善に向けた取組の推進について

有所見者に対する保健指導、健康教育等の取組を促進することで、
過労死や職業性疾病を予防しましょう

- 働く方々の健康について、労働安全衛生法に基づく定期健康診断における有所見率の過去10年の推移を見ると、平成11年の43%から年々増加し、平成20年には51%へと初めて5割を超えました。
- また、過重労働による脳・心臓疾患（「過労死」等事案）による労災支給決定件数も年300件台後半と高水準で推移しています。
- 過労死や職業性疾病を予防するためには、有所見となった状態の改善を図ることが重要です。事業者は以下の事項に取り組みましょう。

（※有所見率：健康診断の項目に異常の所見がある方の割合）

事業者の具体的な取組事項

（1）定期健康診断実施後の措置

健康診断に異常の所見がある方について、医師の意見を勧告し、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施しましょう。

（2）定期健康診断の結果の働く方への通知

定期健康診断結果を働く方へ確実に通知しましょう。

（3）定期健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の項目に、異常の所見がある方など健康の保持に努める必要がある方について、医師や保健師による栄養改善、運動等の保健指導を行い、働く方自身も保健指導を利用して、その健康の保持に努めましょう。

（4）健康教育・健康相談等

健康診断の項目に、異常の所見がある方をはじめ、働く方に対し、栄養改善、運動等に取り組むよう健康教育、健康相談を行い、働く方自身も健康教育・健康相談等を利用して、健康の保持に努めましょう。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

事業者のチェックリスト

有所見率	事業場				全国値			
	前々年値(%) (A)	前年値(%) (B)	最新値(%) (C)	増加率(%) ((C-A/A)×100)	平成18年(%) (a)	平成19年(%) (b)	平成20年(%) (c)	増加率(%) ((c-a/a)×100)
(1) 定期健康診断全体					49.1	49.9	51.3	4.5
(2) 脳・心臓疾患関係の主な検査項目								
ア 血中脂質検査					30.1	30.8	31.7	5.3
イ 血圧					12.5	12.7	13.8	10.4
ウ 血糖検査					8.4	8.4	9.5	13.1
エ 尿検査(糖)					2.9	2.8	2.7	-6.9
オ 心電図検査					9.1	9.2	9.3	2.2

番号	チェック項目	はい	いいえ
1	定期健康診断における有所見についての医師からの意見聴取を行っていますか。	はい	いいえ
2	1の医師からの意見に基づき、労働時間の短縮、作業の転換等の事後措置を実施していますか。	はい	いいえ
3	定期健康診断の結果を労働者へ通知していますか。	はい	いいえ
4	定期健康診断の結果に基づき、医師又は保健師による保健指導を実施していますか。	はい	いいえ
5	保健指導は、有所見の改善に向けて、食生活等の指導、健康管理に関する情報の提供等の充実を図っていますか。	はい	いいえ
6	労働者は、定期健康診断の結果及び保健指導を利用した健康の保持のための取組を実施していますか。	はい	いいえ 把握していない
7	保健指導等において示された労働者自身が取り組むべき事項(食生活の改善等に取り組むこと)を着実に実施するよう指導していますか。	はい	いいえ
8	労働者に対して、健康教育、健康相談等を実施していますか。	はい	いいえ
9	労働者は、健康教育等を利用した健康の保持増進に努めていますか。	はい	いいえ 把握していない
10	健康教育等の対象は、有所見者のみならず、毎年、検査値が悪化するなど有所見者となることが懸念される者も対象としていますか。	はい	いいえ
11	労働者に対する保健指導、健康教育等においては、個々の労働者の状況に応じて、労働者が取り組むべき具体的な内容(栄養改善、運動等に取り組むこと)を示していますか。	はい	いいえ
12	6及び9の労働者の取組について、取組状況を把握し、必要に応じて指導を行っていますか。	はい	いいえ
13	事業者が取り組むべき事項について計画を作成していますか。	はい	いいえ
14	毎月、産業医が職場巡視を行う日などにおいて、取組の実施状況の確認、健康相談等を行っていますか。	はい	いいえ
15	全国労働衛生週間及びその準備期間において、重点的に、社内誌、講演会、電子メール、掲示等による労働者への啓発、自主点検表等を活用した取組状況の点検、健康相談、健康教育等を実施していますか。	はい	いいえ
16	個々の労働者を対象に、保健指導等の内容、労働者自身の取組状況、定期健康診断の結果等を基に、取組事項の実施状況等の評価を行っていますか。	はい	いいえ
17	事業場全体の取組事項の実施状況等を評価し、今後充実強化すべき事項等を今後の計画に反映させる予定ですか。	はい	いいえ

このリーフレットについてのご質問は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。
(2010.04)

定期健康診断における有所見率※ の改善に向けた取組の推進について

有所見者に対する保健指導、健康教育等の取組を促進することで、
過労死や職業性疾病を予防しましょう

- 働く方々の健康について、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の有所見率の推移を見ると、平成11年の43%から年々増加し、平成20年には初めて5割を超え、平成22年には52.5%に上昇しています。
- また、過重労働による脳・心臓疾患（「過労死」等事案）による労災支給決定件数も年300件前後と高水準で推移しています。
- 過労死や職業性疾病を予防するためには、有所見となった状態の改善を図ることが重要です。事業者は以下の事項に取り組みましょう。

事業者の具体的な取組事項

(※有所見率：健康診断の項目に異常の所見がある方の割合)

(1) 定期健康診断実施後の措置

健康診断に異常の所見がある方について、医師の意見を勘案し、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施しましょう。

(2) 定期健康診断の結果の働く方への通知

定期健康診断結果を働く方へ確実に通知しましょう。

(3) 定期健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の項目に、異常の所見がある方など健康の保持に努める必要がある方について、医師や保健師による栄養改善、運動等の保健指導を行い、働く方自身も保健指導を利用して、その健康の保持に努めましょう。

(4) 健康教育・健康相談等

健康診断の項目に、異常の所見がある方をはじめ、働く方に対し、栄養改善、運動等に取り組むよう健康教育、健康相談を行い、働く方自身も健康教育・健康相談等を利用して、健康の保持に努めましょう。



事業者のチェックリスト

有所見率	事業場				全国値			
	前々年値(%) (A)	前年値(%) (B)	最新値(%) (C)	増加率(%) ((C-A/A)×100)	平成20年(%) (a)	平成21年(%) (b)	平成22年(%) (c)	増加率(%) ((c-a/a)×100)
(1)定期健康診断全体					51.3	52.3	52.5	2.3
(2)脳・心臓疾患関係の主な検査項目								
ア 血中脂質検査					31.7	32.6	32.1	1.3
イ 血圧					13.8	14.2	14.3	3.6
ウ 血糖検査					9.5	10.0	10.3	8.4
エ 尿検査(糖)					2.7	2.7	2.6	-3.7
オ 心電図検査					9.3	9.7	9.7	4.3

番号	チェック項目	はい	いいえ
1	定期健康診断における有所見についての医師からの意見聴取を行っていますか。	はい	いいえ
2	1の医師からの意見に基づき、労働時間の短縮、作業の転換等の事後措置を実施していますか。	はい	いいえ
3	定期健康診断の結果を労働者へ通知していますか。	はい	いいえ
4	定期健康診断の結果に基づき、医師又は保健師による保健指導を実施していますか。	はい	いいえ
5	保健指導は、有所見の改善に向けて、食生活等の指導、健康管理に関する情報の提供等の充実を図っていますか。	はい	いいえ
6	労働者は、定期健康診断の結果及び保健指導を利用した健康の保持のための取組を実施していますか。	はい	いいえ 把握していない
7	保健指導等において示された労働者自身が取り組むべき事項(食生活の改善等に取り組むこと)を着実に実施するよう指導していますか。	はい	いいえ
8	労働者に対して、健康教育、健康相談等を実施していますか。	はい	いいえ
9	労働者は、健康教育等を利用した健康の保持増進に努めていますか。	はい	いいえ 把握していない
10	健康教育等の対象は、有所見者のみならず、毎年、検査値が悪化するなど有所見者となることが懸念される者も対象としていますか。	はい	いいえ
11	労働者に対する保健指導、健康教育等においては、個々の労働者の状況に応じて、労働者が取り組むべき具体的な内容(栄養改善、運動等に取り組むこと)を示していますか。	はい	いいえ
12	6及び9の労働者の取組について、取組状況を把握し、必要に応じて指導を行っていますか。	はい	いいえ
13	事業者が取り組むべき事項について計画を作成していますか。	はい	いいえ
14	毎月、産業医が職場巡視を行う日などにおいて、取組の実施状況の確認、健康相談等を行っていますか。	はい	いいえ
15	全国労働衛生週間及びその準備期間において、重点的に、社内誌、講演会、電子メール、掲示等による労働者への啓発、自主点検表等を活用した取組状況の点検、健康相談、健康教育等を実施していますか。	はい	いいえ
16	個々の労働者を対象に、保健指導等の内容、労働者自身の取組状況、定期健康診断の結果等を基に、取組事項の実施状況等の評価を行っていますか。	はい	いいえ
17	事業場全体の取組事項の実施状況等を評価し、今後充実強化すべき事項等を今後の計画に反映させる予定ですか。	はい	いいえ

※ 「いいえ」の個数を減ずるよう取り組んでください。

このリーフレットについてのご質問は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

(2012. 03)